

政令第百六十七号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令  
内閣は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条—第十四条）

第二章 経過措置（第十五条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第一条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「産業高度化・事業革新促進地域の要件（第十三条）」を

「産業イノベーション促進地域の要件等（第十三条・第十四条）」に、「第十四条」を「第十五条」に、

「第五節 経済金融活性化特別地区の要件等（第二十五条—第二十七条）

第六節 中小企業等経営強化法の特例に係る特定業種（第二十八条）」を「第五節 経済金融活性化

特別地区の要件等（第二十五条—第二十八条）」に、「第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十一条

「第四章 沖縄の均衡ある発展

）」を 第一節 北部地域の範囲（第三十一条）に改める。

第二節 診療所の設置等に係る費用（第三十一条の二）

第一条の二中「情報通信業」を「情報通信産業」に改める。

第二条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「電気通信事業法」の下に「（昭和五十九年法律第八十  
六号）」を、「その他の電気通信設備」の下に「（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以  
下この号及び第十二条第二項第四号において同じ。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次  
の一号を加える。

二 ソフトウェア業（主務省令で定めるものに限る。）

第二条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条に次の三号を加える。

六 情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びに当該データベースに記録された情報を顧客に提供する事業

七 情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）

八 事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業

第四条第八号中「法第三十五条第二項第一号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」を「提出産業イノベーション促進計画（法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画をいう。

次号において同じ。）に定められた産業イノベーション促進地域（法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 ガス供給業（提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備（同条第九項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む者から車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。）に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給するものに限る。）

第六条の次に次の一条を加える。

（観光地形成促進関連保証に係る保険料率）

第六条の二 法第七条の四第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施

行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借り入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

第七条の見出しを「（販売施設の要件）」に改め、同条第一号中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第十条第三号中「提供する」の下に「製品又は」を加える。

第十一条の前の見出しを「（特定情報通信事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 事業計画が適切であると認められること。

第十二条第一項中「（次項及び第三項において「事業認定」という。）」を削り、同条第二項中「事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業」を「認定法人（法第二十条第二項に規定する認定法人を

いう。次項において同じ。）は、認定特定情報通信事業（同条第一項に規定する認定特定情報通信事業をいう。）に改め、同条第三項中「事業認定を受けた法人」を「認定法人」に、「前条第一項第二号から第四号まで」を「前条第二項第三号から第五号まで」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（情報通信産業振興関連保証に係る保険料率）

第十二条の二 法第三十条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借りの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 産業イノベーション促進地域の要件等

第十三条に見出しとして「（産業イノベーション促進地域の要件）」を付し、同条第三号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「、又は環境への負荷の低減に資する再生可能エネルギーその他のエネルギーを利用する企業が立地していること」を加える。

第二章第四節の節名を削る。

第十四条を次のように改める。

（産業高度化・事業革新関連保証に係る保険料率）

第十四条 法第三十五条の五第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

第十四条の次に次の節名を付する。

第四節 國際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

第十六条の前の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定を受けることができる者の要件等）」に改める。

第二十一条の前の見出しを「（特定国際物流拠点事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 事業計画が適切であると認められること。

第二十二条第一項中「（以下「特別事業認定」という。）」を削り、同条第二項中「特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業」を「認定法人（法第四十四条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）は、認定特定国際物流拠点事業（同条第二項に規定する認定特定国際物流拠点事業をいう。）」に改め、同条第三項中「特別事業認定を受けた法人」を「認定法人」に、「前条第二項第二号から第六号まで」を「前条第二項第三号から第七号まで」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険料率）

第二十三条 法第四十八条第二項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

第二十六条の前の見出しを「（特定経済金融活性化事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項第五号中「認定経済金融活性化計画（法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七

号及び次条第一項において同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号）を「特定経済金融活性化事業（法第五十六条第一項）」に、「特定経済金融活性化産業を」を「特定経済金融活性化事業を」に改め、「に属する事業」を削り、同項第七号中「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に改める。

第二十七条第一項中「（次項及び第三項において「事業認定」という。）」を削り、「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に改め、同条第二項中「事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業」を「認定法人（法第五十六条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）」は、認定特定経済金融活性化事業（同条第一項に規定する認定特定経済金融活性化事業をいう。）」に改め、同条第三項中「事業認定を受けた法人」を「認定法人」に改める。

第二章第六節の節名を削る。

第二十八条を次のように改める。

（経済金融活性化関連保証に係る保険料率）

第二十八条 法第五十六条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、〇・三五パーセント）とする。

第二十九条及び第三十条中「第七十八条第一項第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

#### 第四章 沖縄の均衡ある発展

第三十一条中「第八十九条第六項」を「第九十条第六項」に改め、同条を第三十一条の二とし、第四章中同条の前に次の二節及び節名を加える。

#### 第一節 北部地域の範囲

第三十一条 法第八十六条に規定する政令で定める地域は、沖縄県名護市、国頭郡国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町及び伊江村並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村の区域とする。

#### 第二節 診療所の設置等に係る費用

第三十二条第一項中「第一百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第一百五条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同条第四項中「第一百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第五項中「第一百五条第六項」を「第九十四条第六項」に改め、同条第六項中「第一百五条第八項」を「第九十四条第八項」に改め、同条第七項中「第一百五条第八項ただし書」を「第九十四条第八項ただし書」に改める。

第三十二条の二中「第一百五条の二第二項第一号」を「第九十五条第二項第一号」に改める。

第三十三条第一項中「第一百六条第一項」を「第九十八条第一項」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「第一百六条第三項」を「第九十八条第三項」に改め、同条第六項中「第一百六条第一項」を「第九十八条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第一百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第二項中「第一百七条第七項」を「第九十九条第七項」に改め、同条第三項中「第一百七条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同項第二号中「第一百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第七項中「第一百七条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同条第八項中「第一百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第

九項中「第一百七条第七項」を「第九十九条第七項」に改める。

第三十五条中「第一百八条第一項」を「第一百条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「、第十九条第一項第三号及び第二項並びに第二十八条第二十五号」を「並びに第十九条第一項第三号及び第二項」に改め、同条第二項第一号中「第二条第六号、第十一条第二項第一号」を「第二条第五号、第十一条第二項第二号」に改め、同項第二号中「第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号」を「第二十一条第二項第二号、第四号及び第五号」に改める。

附則第三条中「第一百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

附則第四条中「法附則第四条第一項」を「法附則第三条第一項」に、「第七十三条各号」を「第六十八条各号」に改める。

附則第五条中「附則第四条第二項」を「附則第三条第二項」に改める。

附則第六条中「附則第四条第三項」を「附則第三条第三項」に、「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改める。

附則第七条第一項中「附則第五条第五項」を「附則第四条第五項」に改め、同条第二項中「附則第五条

第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第五項中「附則第五条第十項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第十条及び第十二条を削る。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条」に改める。

第一条の三第一項中「第十九条第一項第三号へ」を「第十九条第一項第三号ニ」に、「第三号の二から第十号まで」を「第三号から第九号まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第十九条第一項第三号ハに掲げる者　住宅（子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下この号において同じ。）の建設に必要な資金（住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

第一条の三第一項第三号及び第三号の二を削り、同項第四号中「沖縄」の下に「（沖縄県の区域をい  
う。以下同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第十号まで  
を一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号中「、幼稚園等、関連利便施設」及び「、土地の造成、関連公共  
施設の整備及び維持補修」を削り、同項第三号中「、造成」を削り、同項第四号中「、幼稚園等、関連利  
便施設」、「造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは」及び「造成工事、整備工事若しくは」を削  
り、同条第三項及び第四項を削る。

第二条第五号中「第十九条第二項第四号」を「第十九条第二項第三号」に改める。

第三条第三項第一号中「第十九条第二項第四号」を「第十九条第二項第四号」に改める。

第五条第一項中「第二十条第一項前段」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項  
前段」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号イ中「、幼稚園等、関連利便施設」及び「、土地の造成  
工事の審査、関連公共施設の整備工事の審査」を削り、同項第四号中「、幼稚園等、関連利便施設」を削  
る。

第七条の十六第一号中「第一条の三第一項第八号」を「第一条の三第一項第七号」に改め、同条第二号

を削り、同条第三号中「第一条の三第一項第四号」を「第一条の三第一項第三号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三章中第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条を削り、第九条の三を第十条とする。

第十条の二から第十一条までを削り、第十一条を第十一条とする。

附則第四条第一項中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

（産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令の廃止）

第三条 産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第百三十三号）は、廃止する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第一百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に改める。

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第一条第

二十九号

二 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）第四条第一号

三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第八条第一項第一号

（住宅宅地債券令の一部改正）

第五条 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の十六第三号」を「第七条の十六第二号」に改める。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正）

第六条 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次に掲げる者」を「日本勤労者住宅協会」に改め、同条各号を削る。

（河川法施行令の一部改正）

第七条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の五第二号中「第一百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令の一部改正）

第八条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第七十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第九条 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ニ中「第一百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第十条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二十二号中「第八十九条第一項第一号」を「第九十条第一項第一号」に改める。  
(郵政民営化法施行令の一部改正)

第十一条 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

#### 四及び五 削除

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表令和四年三月三十一日の項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十  
一日」に、「第一百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に、「第一百五条の二第二項第一号」を「第九  
十五条第二項第一号」に、「第一百六条第一項、第一百七条第一項及び第一百八条第一項」を「第九十八条第一  
項、第九十九条第一項及び第一百条第一項」に改める。

附則第十条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に、「第一百六条第一項、  
第一百七条第一項及び第一百八条第一項」を「第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条第一項」に改  
める。

（財務省組織令の一部改正）

第十三条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号及び第十九条第六号中「産業労働者住宅資金の融通及び」を削る。

（防衛省組織令の一部改正）

第十四条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表令和四年三月三十一日までの間の項、附則第十一項及び附則第十二項の表令和四年三月三十一日までの間の項中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

第二章 経過措置

第十五条 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十三条第一項の規定により同項の認定の効力を有する者については、沖縄振興特別措置法施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の規定にかかわらず、改正法の施行の日から起算して六月を経過した日（その日までに、改正法第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項において「新法」という。）第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集

積計画の提出があつた場合には、その提出があつた日）において令第十七条の申請書の提出があつたものとみなす。ただし、主務大臣が同条の申請書の提出が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する者であつて、新法第四十三条第一項の認定を受けたものに対する令第十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「一項認定事業者」とあるのは「一項認定事業者（当該事業認定を受けた際現に総合保税地域の許可を受けているものを除く。）」と、「又は一号認定事業者」とあるのは「又は一号認定事業者（当該事業認定を受けた際現に保税蔵置場等の許可を受けているものを除く。）」と、「又は一号認定事業者」とあるのは「又は一号認定事業者（当該事業認定を受けた際現に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしているものを除く。）」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定（内閣府本府組織令附則第三条第一項の表令和四年三月三十一日の項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同令附則第十条第一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和

十四年三月三十一日」に改める部分に限る。) に限る。) 及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

2 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「(次条において「施行日」という。)」を削り、「新令第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、附則第四条を削る。

## 理 由

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、沖縄振興特別措置法施行令その他の関係政令の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。